

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の 地震防災戦略

平成20年12月12日
中央防災会議

目 次

	頁
I はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II 人的被害軽減戦略・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1. 揺れによって発生する死者数の軽減・・・・・・・・	4
2. 津波によって発生する死者数の軽減・・・・・・・・	11
3. その他重傷者救命のための対策・・・・・・・・	15
III 経済被害軽減戦略・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1. 直接的被害額の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2. 間接的被害額の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・	20
3. その他の被害軽減対策・・・・・・・・・・・・・・・・	21
IV 対策の内容一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	23

I はじめに

1. 対象地震

今回、地震防災戦略を策定する対象地震は、既に中央防災会議で被害想定を実施し、対策のマスタープランである大綱が平成 18 年 2 月に定められた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震である。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」において 8 地震（宮城県沖の地震、三陸沖北部の地震、十勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、色丹島沖の地震、択捉島沖の地震、明治三陸タイプ地震及び 500 年間隔地震）が想定されており、これらを本地震防災戦略の対象地震とする。

2. 対象期間

大規模地震対策の実施及びその効果の発現には、一定の期間を要する。しかしながら、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の切迫性から、達成目標年次を 10 年後の平成 29 年度末とするが、この期間内においても対策の「選択と集中」により、より効果的、効率的な対策の実施に努めるものとする。

3. フォローアップ、見直し

3 年ごとに達成状況のフォローアップを行う。

また、定性的な目標にとどまっている項目については、今後、数値目標の設定に努め、新たな知見、地域の実情、対策の達成状況にも応じて、地震防災戦略を不断に見直すものとする。

4. 地方公共団体による地域目標の設定

減災目標を達成するためには地方公共団体の参画と連携が不可欠であり、そのため、国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体に対して、減災目標の意義、必要性について認識を共有しつつ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略を踏まえて、数値目標、達成時期、対策の内容等を明示する「地域目標」を定めることを要請し、地方公共団体は「地域目標」の設定に努めるものとする。

Ⅱ 人的被害軽減戦略

【減災目標】 今後 10 年間で死者数を 4～5 割減

冬 5 時、風速 15m/s の地震発生ケースで、今後 10 年間で次頁以降に示す具体目標を達成することにより、死者数を 4～5 割減させることとする。

死者数軽減総括表（冬 5 時、風速 15m/s）

	現状	対策後	減少分	
宮城県沖の地震	約 290 人	約 160 人	約 130 人減	4 割減
三陸沖北部の地震	約 420 人	約 230 人	約 190 人減	4 割減
十勝沖・釧路沖の地震	約 290 人	約 180 人	約 110 人減	4 割減
根室沖・釧路沖の地震	約 130 人	約 70 人	約 60 人減	5 割減
色丹島沖の地震	約 80 人	約 40 人	約 40 人減	5 割減
択捉島沖の地震	約 60 人	約 30 人	約 30 人減	5 割減
明治三陸タイプ地震	約 2,700 人	約 1,600 人	約 1,100 人減	4 割減
500 年間隔地震	約 870 人	約 550 人	約 320 人減	4 割減

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

揺れによって発生する死者数の軽減策としては、以下の3つに大別する。

- (1) 住宅・建築物の耐震化
- (2) 火災対策
- (3) 居住空間内外の安全確保

(1) 住宅・建築物の耐震化

○減災効果の根拠項目

①住宅・建築物の耐震化【国土交通省】

建築物の耐震性の基準は、昭和56年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、特に生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅・建築物の耐震化を図る。特に、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物の耐震化を緊急に推進する。

【具体目標】

平成27年までに住宅の耐震化率を9割(全国)まで引き上げることを目指す。(平成15年推計値75%(全国))

平成27年までに多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割(全国)まで引き上げることを目指す。(平成15年推計値75%(全国))

○その他の項目

①公共建築物の耐震化

ア) 学校施設の耐震化【文部科学省、国土交通省】

地震発生時における児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の安全な応急避難場所の役割を担う学校施設の耐震化を図る。

【具体目標】

小・中学校等の教育施設の耐震化を支援する。特に、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い公立小中学校等施設(全国で約1万棟)について、優先的に耐震化を支援し、平成23年度までの4年間で耐震化を目指す。

イ) 医療施設の耐震化【厚生労働省、国土交通省】

地震発生時における入院患者の安全確保及び医療の確保等地域住民の安全な防災拠点としての役割を担う医療施設について、耐震補強等を実施する。

【具体目標】

速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有することが確認されていない建物の耐震化を推進する。平成22年度までに、特に災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターについて全ての建物及び一部の建物が耐震

化されていない施設のうち約5割程度の施設について耐震補強等を図ることを目指す。(平成17年43%(全国):全ての建物が耐震化されている施設)

ウ) 防災拠点となる公共施設等の耐震化【消防庁】

避難所や災害対策の拠点となる公共・公用施設及び不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化を図る。

【具体目標】

防災拠点となる庁舎、学校、公民館などの公共施設等の耐震化について、必要な支援を行い、平成25年度までに耐震化されていない施設の割合(平成18年度末40.4%)の半減を目指す。

(2) 火災対策

○減災効果の根拠項目

①出火防止対策

ア) 住宅・建築物の耐震化【国土交通省】

住宅・建築物の耐震化を図ることにより、建物被害に伴う出火を軽減する。

【具体目標】

平成27年までに住宅の耐震化率を9割(全国)まで引き上げることを目指す。(平成15年推計値75%(全国))

平成27年までに多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割(全国)まで引き上げることを目指す。(平成15年推計値75%(全国))

○その他の項目

①延焼防止対策

ア) 密集市街地の整備【国土交通省】

避難地・避難路の整備、建築物の不燃化・共同化を進めることにより、密集市街地において最低限の安全性を確保する。

【具体目標】

地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地について、平成23年度までに、最低限の安全性(大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ避難困難者がほとんど生じない水準(不燃領域率40%以上等))を確保することを目指す。(平成17年度末における進捗率28.8%(全国))

イ) 消防団の充実・強化【消防庁】

消防団への入団促進、活動環境の整備等により、地域防災体制の中核的存在である消防団の充実・強化を図る。その際、特に女性の入団も促進する。

【具体目標】

消防団員 100 万人(全国)の確保を目指す。(平成 19 年 4 月 1 日現在 892,893 人(全国))

②初期消火対策

ア) 自主防災組織の育成・充実【消防庁】

自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を取り巻く課題を調査検討する。

【具体目標】

推進地域における自主防災組織活動カバー率 86%を目指す。(平成 19 年 4 月 1 日現在 63.8% (推進地域))

(3) 居住空間内外の安全確保

○減災効果の根拠項目

①急傾斜地崩壊危険箇所の対策【国土交通省】

急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

【具体目標】

急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数について、平成 26 年度末で約 54 万戸(全国)を目指す。(平成 16 年度末約 42 万戸(全国))

○その他の項目

①家具の固定【内閣府、消防庁】

住宅内の安全確保のため、「住宅における地震被害軽減の指針」の普及を図るとともに、HP、パンフレットなどにより家具の固定についての周知を図る。

【具体目標】

家具の固定率約 50% (推進地域等)を目指す。

②ゼロメートル地帯等における河川堤防の耐震化【国土交通省】

地震時の破堤等により浸水を許した場合に壊滅的な被害を及ぼすゼロメートル地帯等において、外郭部を守る河川堤防の耐震化対策を推進する。

【具体目標】

推進地域のゼロメートル地帯等における河川堤防の耐震化対策の概成を目指す。(平成 19 年度末の耐震化率 9 割弱 (推進地域))

③大規模盛土造成地の耐震化【国土交通省】

地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供を図ると共に、滑動崩落防止工事によりそれらの危険な大規模盛土造成地の耐震性を向上させる。

【具体目標】

平成 27 年度までに大地震時に相当数の人家及び公共施設等に甚大な影響を及ぼすおそれのある、特に危険な大規模盛土造成地を約 500 箇所（全国）にすることを旨とする。（平成 18 年度時点約 1,000 箇所（全国））

＜その他定性的目標＞

(1) 住宅・建築物の耐震化

項目	目標
社会福祉施設の耐震化【厚生労働省】	老朽施設の改築整備等を実施し、その耐震化を推進する。
避難所等となる公園施設の耐震化【国土交通省】	避難地等となる都市公園において、避難所及び防災拠点として活用する施設について耐震化を推進する。

(2) 火災対策

項目	目標
緊急地震速報の利活用の推進【気象庁】	緊急地震速報の利活用促進に向けた周知・広報を推進する。
機械器具への安全装置の整備等【経済産業省】	安全装置付機器の販売割合を100%に近づける。
復電時における通電火災の防止【経済産業省、消防庁】	通電火災を防止する観点から、需要家一軒一軒への安全確保対応のため、電気事業者の要員確保を迅速に行う体制を整備する。
防災教育の推進【内閣府、消防庁、文部科学省】	防災教育の推進により、地方公共団体職員、一般住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。
耐震性貯水槽の整備促進【消防庁】	耐震性貯水槽整備数を増加させる。
緊急消防援助隊等の充実【消防庁】	全ての火災の消火時間及び要救助者の救出にかかる時間の短縮を図る。
消防力の充実・強化【消防庁】	消防防災施設・設備の整備や必要な消防職員数の確保等を行い、時代に即応した消防行政を行うための体制整備の充実・強化を図る。
住宅や事業所における消防防災体制の充実・強化【消防庁】	大規模地震に対応した安全管理の実施と自衛消防力の確保を図る。
避難地・避難路等となる都市公園の整備【国土交通省】	避難地・避難路となる都市公園の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の災害時に必要となる災害応急対策施設の整備を推進する。
石油コンビナート防災対策の充実等【消防庁、経済産業省】	防災体制の強化や防災資機材の整備を図る。また、石油精製プラント等高圧ガス設備に係る耐震設計手法、耐震性診断法及び耐震性向上対策法の普及を図る。

項目	目標
原子力施設における防火安全対策の充実強化【消防庁】	原子力施設所在市町村消防本部と原子力事業者との連携を強化するとともに、原子力事業者の自衛消防隊及び原子力施設所在市町村消防本部、緊急消防援助隊などの消防機関の消防活動能力の向上を図る。
民間事業者における動力消防ポンプ、移動式消火設備等の設置などによる民間消防力の強化【内閣府、消防庁】	民間事業者における動力消防ポンプ等の設置を推進する。

(3) 居住空間内外の安全確保

項目	目標
緊急地震速報の利活用の推進【気象庁】	緊急地震速報の利活用促進に向けた周知・広報を推進する。
防災教育の推進【内閣府、消防庁、文部科学省】	防災教育の推進により、地方公共団体職員、一般住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。
防災行政無線（同報系）の普及促進【総務省、消防庁】	迅速かつ確実な避難指示等の情報を伝達できる市町村防災行政無線（同報系）の普及を促進する。
地震ハザードマップの整備促進【国土地理院】	土地条件等の情報整備、土地起伏のデータ整備等を行うことにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害が想定される全市町村における地震ハザードマップの作成に協力する。
自動販売機の転倒防止対策【経済産業省】	自動販売機据付基準（J I S基準）の周知徹底を図る。
災害時要援護者の避難支援対策【内閣府、消防庁、厚生労働省】	避難支援プランに沿って支援者等が要援護者の安否確認・避難支援を行い、安全な場所に速やかに避難させる体制を整備する。
住宅や事業所における消防防災体制の充実・強化【消防庁】	大規模地震に対応した安全管理の実施と自衛消防力の確保を図る。
石油等の屋外タンクの耐震機能強化【消防庁】	石油等を貯蔵する屋外タンクの耐震性を強化する。

項目	目標
電子基準点観測データのリアルタイム解析【国土地理院】	電子基準点観測データの解析処理の高度化により、リアルタイムで地殻変動を把握し、震源及び近接断層帯の動向予測を迅速化することで、余震による被害の拡大防止に貢献する。
空中写真による災害状況の把握【国土地理院】	地震発生直後の空中写真による被害状況の把握を迅速化する。
緊急輸送道路における道路橋の耐震補強【国土交通省】	大規模地震により、損傷のおそれのある橋梁のうち広域応援部隊等の移動のための県庁所在地間を結ぶ道路に存在する橋梁や、落橋・倒壊のおそれのある橋梁に対して、耐震補強を推進する。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の調査観測研究【文部科学省、気象庁、国土地理院、海上保安庁】	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の調査観測研究を戦略的に推進することにより、地震の規模や場所、発生時期の予測精度の向上等を図る。
実大建物震動実験データの公開及び実験映像の提供【文部科学省】	地震による実大建物や建物内部の挙動を再現した実験データや映像を積極的に提供することで、建物耐震化や家具固定などの技術開発を促進するとともに、防災意識の啓発を図る。

2. 津波によって発生する死者数の軽減

(1) 津波避難意識の向上

以下の対策により、津波避難意識の向上を図り、死者数を軽減する。なお、津波避難意識の向上については、津波避難意識を保持することも必要であり、後述する<その他定性的目標>の「(1) 津波避難意識の向上」に掲げた項目も相まって効果を発揮することから、津波避難意識の向上に関わる対策を総合的に推進するものとする。

○減災効果の根拠項目

①津波ハザードマップの作成支援【内閣府、消防庁、農林水産省、水産庁、国土交通省、国土地理院】

浸水想定区域図や津波避難計画の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により、市町村のハザードマップの作成支援を行う。

【具体目標】

津波ハザードマップを津波防災対策が必要な全ての市町村において策定することを目指す。(平成19年調査時点の策定率約67%※)

※重要沿岸域(東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波被害が想定される沿岸域)における状況

②津波防災訓練の実施【消防庁、農林水産省、水産庁、国土交通省】

【具体目標】

津波避難訓練の実施のための助言・指導を行うことにより、全沿岸市町村で津波避難訓練の実施を目指す。また、国と地方公共団体等が協力して、津波警報等伝達・通信訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。

③自主防災組織の育成・充実【消防庁】

自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を取り巻く課題を調査検討する。

【具体目標】

推進地域における自主防災組織活動カバー率86%を目指す。(平成19年4月1日現在63.8%(推進地域))

(2) 津波避難施設の整備・充実

○その他の項目

①避難地（津波避難ビル等）の整備・指定【内閣府、消防庁】

津波避難ビル等のガイドラインの普及、意識啓発活動等を実施することにより、津波避難ビル等の指定を推進する。

【具体目標】

付近に高台等がなく、津波からの避難が困難な地域を有する全ての市町村（全国）において津波避難ビル等を指定することを目指す。（参考 平成 18 年時点で津波避難困難地域を把握している市町村（全国）のうち、約 44%の市町村が指定）

(3) 津波防護施設の整備・充実

○減災効果の根拠項目

①海岸保全施設整備の推進【農林水産省、水産庁、国土交通省】

津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の新設、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

【具体目標】

津波等による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を全国で約 7 万 ha に減少させることを目指す。（平成 19 年度末約 11 万 ha（全国））

＜その他定性的目標＞

（１）津波避難意識の向上

項目	目標
地域防災計画の充実【消防庁】	津波に係る避難勧告・指示の基準の地域防災計画への記載等、地域防災計画の充実を図る。
防災教育の推進【内閣府、消防庁、国土交通省、文部科学省】	防災教育の推進により、地方公共団体職員、一般住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。
港内における船舶津波対策の充実【海上保安庁】	地域の特性に応じた港内における船舶津波対策の充実を図る。

（２）津波避難施設の整備・充実

項目	目標
避難路、避難用通路の整備【農林水産省、水産庁、国土交通省】	早期避難が可能となるよう、避難路、海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備を推進する。
避難地・避難路等となる都市公園の整備【国土交通省】	避難地・避難路となる都市公園の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の災害時に必要となる災害応急対策施設の整備を推進する。

（４）津波情報の的確な伝達

項目	目標
防災行政無線（同報系）の普及促進【総務省、消防庁】	迅速かつ確実な避難指示等の情報を伝達できる市町村防災行政無線（同報系）の普及を促進する。
津波警報等・津波情報の高度化【気象庁】	沖合を含む、より多くの地点における津波即時観測データの活用により津波警報等や津波情報の充実を図る。また、日本海溝・千島海溝周辺海域における観測体制の強化により、震源精度の向上を図り、的確な津波警報等の提供を実現する。
電子基準点観測データのリアルタイム解析【国土地理院】	電子基準点観測データのリアルタイム解析処理を高度化することにより、地殻変動把握の迅速化を図るとともに、確実な津波早期警戒システム構築に貢献する。

項目	目標
地震、津波に関する情報の周知活動【海上保安庁】	沿岸部の磯釣り、レジャー船舶等に対して、津波予報や地震、津波に関する情報の効率的な周知を図る。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の調査観測研究【文部科学省、気象庁、国土地理院、海上保安庁】	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の調査観測研究を戦略的に推進することにより、地震の規模や場所、発生時期の予測精度の向上等を図る。

(5) 津波防災体制の強化等

項目	目標
救助勢力の充実・強化【海上保安庁】	迅速・的確かつ高度な救助・救急体制の充実・強化を図る。
民間の海事関連団体との連携強化【海上保安庁】	民間救助組織の充実・強化、海事関係者等への啓発活動を図る。
沿岸における防災情報の整備【海上保安庁】	沿岸における防災情報を適宜最新の状態に更新し、インターネットで公開する。
港湾における津波対策の強化【国土交通省】	津波防波堤等の整備の推進や、GPS波浪計による沖合波浪観測情報の活用により、津波の来襲から港湾を含む沿岸域の人命及び財産を防護するとともに港湾の機能の確保を図る。
危険物施設の津波対策【消防庁】	危険物施設の津波による被害予測手法を開発するとともに、効果的な対策の確立を目指す。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の調査観測研究【文部科学省、気象庁、国土地理院、海上保安庁】	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の調査観測研究を戦略的に推進することにより、地震の規模や場所、発生時期の予測精度の向上等を図る。
災害時要援護者の避難支援対策【内閣府、消防庁、厚生労働省】	避難支援プランに沿って支援者等が要援護者の安否確認・避難支援を行い、安全な場所に速やかに避難させる体制を整備する。

3. その他重傷者救命のための対策

<その他定性的目標>

(1) 救助部隊の体制整備

項目	目標
迅速・的確な救出救助活動の実施【警察庁】	特別救助班を始めとした広域緊急援助隊の練度の向上を図るとともに、広域派遣計画の策定を進め、迅速・的確な救出救助活動を実施する。
緊急消防援助隊等の充実【消防庁】	全ての火災の消火時間及び要救助者の救出にかかる時間の短縮を図る。
特別高度救助隊等の創設【消防庁】	特別高度救助隊及び高度救助隊の創設により、救助体制の充実・強化を図り、震災時の救助活動時間の短縮を図る。
大規模災害発生時の救急体制のあり方の検討【消防庁】	現地の消防本部と地域の医療機関との連携モデルを構築し、大規模災害発生時の救急体制マニュアルを作成するとともに、地域の消防、医療機関、各関係機関において図上訓練等の連携訓練を実施し、全国いかなる場所における災害においても対応できる体制の構築を図る。
救助部隊の態勢整備【防衛省】	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発災時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る態勢を整備する。
救助勢力の充実・強化【海上保安庁】	迅速・的確かつ高度な救助・救急体制の充実・強化を図る。
災害時に救助部隊の防災活動拠点となる都市公園の整備【国土交通省】	災害発生時に救助部隊の救援・復旧活動の場所として活用される広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園の整備を推進する。

(2) 広域医療搬送体制の充実

項目	目標
広域医療搬送体制の充実【内閣府、厚生労働省、文部科学省、防衛省、消防庁】	広域医療搬送を迅速に実施する体制を整備する。

(3) 地方公共団体の防災体制の充実

項目	目標
防災・危機管理専任スタッフ（部次長級以上）の設置【消防庁】	地方公共団体において防災・危機管理専任スタッフ（部次長級以上）を設置する。
地域防災計画の充実【消防庁】	地域防災計画の見直しを通じた初動体制の確立、情報伝達体制の整備等により、地方公共団体の応急体制の充実を図る。

Ⅲ 経済被害軽減戦略

【減災目標】 今後 10 年間で経済被害額を 1 / 4 減

冬 18 時、風速 15m/s の地震発生ケースで、今後 10 年間で次頁以降に示す具体目標を達成することにより、**経済被害額を 1 / 4 減**させることとする。

経済被害額軽減総括表（冬 18 時、風速 15m/s）

	現状	対策後	減少分	
宮城県沖の地震	約 1 兆 3,000 億円	約 9,900 億円	約 3,200 億円減	1 / 4 減
三陸沖北部の地震	約 7,000 億円	約 5,300 億円	約 1,800 億円減	1 / 4 減
十勝沖・釧路沖の地震	約 1 兆 2,000 億円	約 8,500 億円	約 3,000 億円減	1 / 4 減
根室沖・釧路沖の地震	約 2,700 億円	約 2,000 億円	約 690 億円減	1 / 4 減

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

1. 直接的被害額の軽減

(1) 復旧費用の軽減

○減災効果の根拠項目

①建物被害の軽減

ア) 住宅・建築物の耐震化【国土交通省】

建築物の耐震性の基準は、昭和 56 年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、特に生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅・建築物の耐震化を図る。特に、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物の耐震化を緊急に推進する。

【具体目標】

平成 27 年までに住宅の耐震化率を 9 割（全国）まで引き上げることを目指す。（平成 15 年推計値 75%（全国））

平成 27 年までに多数の者が利用する建築物の耐震化率を 9 割（全国）まで引き上げることを目指す。（平成 15 年推計値 75%（全国））

イ) 急傾斜地崩壊危険箇所の対策【国土交通省】

急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

【具体目標】

急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数について、平成 26 年度末で約 54 万戸（全国）を目指す。（平成 16 年度末約 42 万戸（全国））

ウ) 海岸保全施設整備の推進【農林水産省、水産庁、国土交通省】

津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の新設、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

【具体目標】

津波等による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を全国で約 7 万 ha に減少させることを目指す。（平成 19 年度末約 11 万 ha（全国））

○その他の項目

①建物被害の軽減

ア) 密集市街地の整備【国土交通省】

避難地・避難路の整備、建築物の不燃化・共同化を進めることにより、密集市街地において最低限の安全性を確保する。

【具体目標】

地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地について、平成 23 年度までに、最低限の安全性（大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ避難困難者がほとんど生じない水準（不燃領域率

40%以上等))を確保することを目指す。(平成17年度末における進捗率28.8% (全国))

イ) 消防団の充実・強化【消防庁】

消防団への入団促進、活動環境の整備等により、地域防災体制の中核的存在である消防団の充実・強化を図る。その際、特に女性の入団も促進する。

【具体目標】

消防団員100万人(全国)の確保を目指す。(平成19年4月1日現在892,893人(全国))

ウ) 自主防災組織の育成・充実【消防庁】

自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を取り巻く課題を調査検討する。

【具体目標】

推進地域における自主防災組織活動カバー率86%を目指す。(平成19年4月1日現在63.8%(推進地域))

②交通施設被害の軽減

ア) 耐震強化岸壁の整備【国土交通省】

大規模地震発生時に緊急物資輸送等を行うため、耐震強化岸壁の整備を推進する。

【具体目標】

耐震強化岸壁緊急整備プログラムに基づき、平成22年度までに耐震強化岸壁の整備率を概ね70%(全国)に向上させることを目指す。(平成20年4月末63%(全国))

③ライフライン施設被害の軽減

ア) 都市ガス分野の地震対策【経済産業省】

ガス導管について、可とう性に優れているポリエチレン管に入れ替えを進め、導管網の耐震性向上を図るなど、地震被害を受け難く、被害があっても安全が確保され、需要家の利便を考慮しつつ適切な場所に対し適切な時期に供給再開できる「地震に強いガス事業」を構築する。

【具体目標】

低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合約85%(全国)を目指す。(平成19年度末実績75%(全国))

2. 間接的被害額の軽減

(1) 生産活動停止による被害額の軽減

建物被害の軽減による「民間資本ストック」、死者数の軽減による「労働力人口」の減少が軽減されることにより、生産活動の低下を軽減させる。

○その他の項目

①企業自らの防災力確保

ア) 事業継続の取組の推進【内閣府】

事業継続ガイドラインにより、企業の事業継続への取組を推進する。

【具体目標】

事業継続計画を策定している企業の割合を大企業でほぼ全て、中堅企業において過半を目指す。(平成20年日本の大企業で策定済み19%、策定中16%、中堅企業で策定済み12%、策定中3%)

イ) 企業の防災の取組を評価する手法の提示【内閣府】

企業の防災の取組を評価する手法を提示し、その活用により自らの防災の取組を点検することを促進するとともに、進んだ取組を行っている企業がその結果を公表することでメリットを得られるようにする。

【具体目標】

防災に関する取組を評価・公表している企業(上場企業)の割合が5割程度となることを目指す。
(平成20年防災に関する取組を公表している上場企業の割合16%)

(2) 全国への経済波及額の軽減

被災地内の被害額の軽減により、全国への経済波及額を軽減させる。

○その他の項目

①企業自らの防災力確保

ア) 事業継続の取組の推進【内閣府】

事業継続ガイドラインにより、企業の事業継続への取組を推進する。

【具体目標】

事業継続計画を策定している企業の割合を大企業でほぼ全て、中堅企業において過半を目指す。(平成20年日本の大企業で策定済み19%、策定中16%、中堅企業で策定済み12%、策定中3%)

3. その他の被害軽減対策

○その他の項目

①ゼロメートル地帯等における河川堤防の耐震化【国土交通省】

地震時の破堤等により浸水を許した場合に壊滅的な被害を及ぼすゼロメートル地帯等において、外郭部を守る河川堤防の耐震化対策を推進する。

【具体目標】

推進地域のゼロメートル地帯等における河川堤防の耐震化対策の概成を目指す。（平成 19 年度末の耐震化率 9 割弱（推進地域））

②大規模盛土造成地の耐震化【国土交通省】

地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供を図ると共に、滑動崩落防止工事によりそれらの危険な大規模盛土造成地の耐震性を向上させる。

【具体目標】

平成 27 年度までに大地震時に相当数の人家及び公共施設等に甚大な影響を及ぼすおそれのある、特に危険な大規模盛土造成地を約 500 箇所（全国）にすることを旨とする。（平成 18 年度時点約 1,000 箇所（全国））

③震災廃棄物対策【環境省】

震災廃棄物の処理を担う市町村に対する指導・助言により、震災廃棄物処理計画の策定その他廃棄物処理に係る防災体制の整備を促進する。

【具体目標】

震災廃棄物処理計画を推進地域の全ての市町村において策定することを旨とする。（平成 20 年 4 月 1 日現在、震災廃棄物処理計画策定済み市町村の割合約 60%（全国））

＜その他定性的目標＞

1. 直接的被害額の軽減

項目	目標
電力設備の耐震化、発電所・変電所の津波対策【経済産業省】	火力発電設備、変電設備、配電設備の耐震化を図るとともに、発電所・変電所の津波対策を推進する。
浄水場、配水池等の基幹施設及び基幹管路の耐震化【厚生労働省】	浄水場、配水池等の基幹施設及び基幹管路の耐震化を推進する。
下水道施設の耐震化【国土交通省】	耐震対策指針に基づいた施設整備を推進するとともに、既存施設について最低限の処理機能等を確保するなど地震対策を緊急かつ重点的に推進する。
緊急輸送道路における道路橋の耐震補強【国土交通省】	大規模地震により、損傷のおそれのある橋梁のうち広域応援部隊等の移動のための県庁所在地間を結ぶ道路に存在する橋梁や、落橋・倒壊のおそれのある橋梁に対して、耐震補強を推進する。

2. 間接的被害額の軽減

項目	目標
上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制の充実【厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省】	上下水道、電気、ガス、通信の早期復旧のための体制を充実する。

3. その他の被害軽減対策

項目	目標
災害対応型給油所普及による燃料供給体制の確保【経済産業省】	発電設備、貯水設備を備えた災害対応型給油所を更に普及させる。
地震保険の普及促進【財務省】	地震保険の契約促進により、地震被災者の保険金給付対象者数を増大させる。
緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の充実・強化【国土交通省】	被災状況の迅速な把握、社会基盤施設の早期復旧、二次災害の防止等を行うため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を充実、強化する。

IV 対策の内容一覧

I 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

(1) 住宅・建築物の耐震化

項目名	対策の内容
住宅・建築物の耐震化 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本方針、地方公共団体の耐震改修促進計画の作成による促進 耐震改修促進法に基づく指導、指示、立入検査等 住宅・建築物耐震改修等事業、地域住宅交付金制度等による支援 税制優遇措置の活用
学校施設の耐震化 (文部科学省、国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の耐震化推進に関する相談窓口（平成15年10月開設）の活用 公立学校施設の耐震化に係る経費について、関係する国庫補助等及び地方財政措置を活用し財政支援を実施。平成20年度予算から、地震防災対策特別措置法の改正（平成20年6月18日施行）等により、地震の際に倒壊の危険性が高い公立小中学校等の施設の耐震補強等に係る国庫補助率を嵩上げし、地方財政措置を拡充。 また、同法の改正により、各地方公共団体に対し、公立小中学校等の施設についての耐震診断の実施及びその結果の公表を義務づけ 都道府県による市町村への技術者のあっせん等を支援するなどし、地方公共団体の学校施設の耐震化への取組を促進 公立学校の耐震化に特化したPFIマニュアルの作成、普及・啓発 国立大学等施設の耐震性の劣る老朽施設の改善整備 私立学校施設の耐震化促進のために、耐震補強工事に対し支援を実施
医療施設の耐震化 (厚生労働省、国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院の補強に対する耐震化 地震防災対策特別措置法に基づいて、地震防災対策上緊急に整備すべき医療施設に対する耐震化 築後概ね25年以上経過した病院の建て替えについて、一定の条件のもと補助する医療施設の近代化施設整備 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定された地域内に所在し、かつ、救急医療等を担う公的医療機関に対する耐震化 小児救急等政策医療を担っている病院に対する耐震診断及び耐震化
防災拠点となる公共施設等の耐震化 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所とされている公共・公用施設の耐震化 災害対策の拠点となる公共・公用施設の耐震化 不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化

(2) 火災対策

項目名	対策の内容
住宅・建築物の耐震化 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本方針、地方公共団体の耐震改修促進計画の作成による促進 耐震改修促進法に基づく指導、指示、立入検査等 住宅・建築物耐震改修等事業、地域住宅交付金制度等による支援 税制優遇措置の活用
密集市街地の整備 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 避難地・避難路の整備 建築物の不燃化・共同化による建替え 延焼遮断帯（防災環境軸を含む）の形成
消防団の充実・強化 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> 消防団への入団促進、活動環境の整備 女性の消防団への入団促進 等
自主防災組織の育成・充実 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知 防災知識の普及啓発 自主防災組織を取り巻く課題の調査検討

(3)居住空間内外の安全確保

項目名	対策の内容
急傾斜地崩壊危険箇所の対策 (国土交通省)	・急傾斜地崩壊対策事業の実施 ・土地利用誘導
家具の固定 (内閣府、消防庁)	・住宅内の安全確保のため、家具・家電製品の固定、防災ベッドの導入などの普及 ・具体的には、「住宅における地震被害軽減の指針」の普及を図るとともに、HP、パンフレットなどにより、家具・家電製品の固定、防災ベッドの導入に関するPRの実施
ゼロメートル地帯等における河川堤防の耐震化 (国土交通省)	・国、地方公共団体は、ゼロメートル地帯等の満潮位等に比べ地盤高の低い地域における河川堤防の被災に伴い発生する可能性のある浸水被害を防止するため、河川堤防の耐震性能向上に向けた対策を推進 ・河川堤防の地震時の安定計算により、河川堤防の沈下量や変形量を推定し、そこから河川水が溢れて浸水被害が発生する恐れのある箇所を、地盤改良工法等により対策を実施
大規模盛土造成地の耐震化 (国土交通省)	・大規模盛土造成地の変動予測調査を実施することで減災対策の必要な危険な大規模盛土造成地を特定し、住民等へ情報提供を図る。 ・変動予測調査により特定された減災対策の必要な大規模盛土造成地について、滑動崩落防止工事を実施することで耐震性を向上させる。

2. 津波によって発生する死者数の軽減

(1) 津波避難意識の向上

項目名	対策の内容
津波ハザードマップの作成支援 (内閣府)	・津波ハザードマップ作成マニュアルの普及促進による、市町村のハザードマップの作成支援
津波ハザードマップの作成支援 (消防庁)	・津波浸水予測図の作成推進
津波ハザードマップの作成支援 (農林水産省、水産庁、国土交通省)	・浸水想定区域図や津波避難計画の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進による、市町村のハザードマップの作成支援。
津波ハザードマップの作成支援 (国土地理院)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地条件等の情報整備 地形の特徴、成因等による土地条件の情報を整備する。 ・航空レーザ測量を用いた土地起伏のデータ整備 詳細な地形表面の起伏を表すデータを整備する。 ・津波ハザードマップの作成協力 津波ハザードマップを作成する自治体に土地条件等の情報、土地起伏のデータを利用したハザードマップの作成に協力する。
津波防災訓練の実施 (消防庁、農林水産省、水産庁、国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部市町村における津波避難訓練の実施のための助言・指導 ・国と地方公共団体が協力して、津波警報等伝達・通信訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施
自主防災組織の育成・充実 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知 ・防災知識の普及啓発 ・自主防災組織を取り巻く課題の調査検討

(2) 津波避難施設の整備・充実

項目名	対策の内容
避難地(津波避難ビル等)の整備・指定 (内閣府、消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難ビル等のガイドラインの普及 ・津波避難ビル等の意識啓発活動

(3) 津波防護施設の整備・充実

項目名	対策の内容
海岸保全施設整備の推進 (農林水産省、水産庁、国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の新設 ・開口部の水門等の自動化・遠隔操作化 ・海岸堤防等の耐震化、嵩上げ 等

II 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

(1) 復旧費用の軽減

項目名	対策の内容
住宅・建築物の耐震化 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針、地方公共団体の耐震改修促進計画の作成による促進 ・耐震改修促進法に基づく指導、指示、立入検査等 ・住宅・建築物耐震改修等事業、地域住宅交付金制度等による支援 ・税制優遇措置の活用
急傾斜地崩壊危険箇所の対策 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊対策事業の実施 ・土地利用誘導
海岸保全施設整備の推進 (農林水産省、水産庁、国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の新設 ・開口部の水門等の自動化・遠隔操作化 ・海岸堤防等の耐震化、嵩上げ 等
密集市街地の整備 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地・避難路の整備 ・建築物の不燃化・共同化による建替え ・延焼遮断帯（防災環境軸を含む）の形成
消防団の充実・強化 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団への入団促進、活動環境の整備 ・女性の消防団への入団促進 等
自主防災組織の育成・充実 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知 ・防災知識の普及啓発 ・自主防災組織を取り巻く課題の調査検討
耐震強化岸壁の整備 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震による災害発生時において、緊急物資等の海上輸送を行うため耐震強化岸壁の整備を推進
都市ガス分野の地震対策 (経済産業省)	<p>新潟県中越地震ガス地震対策調査検討会において提言された以下のようなガス事業者が行う主なガス地震対策を踏まえ、国は定期的に取り組み状況についてフォローアップを行い、必要に応じてガス事業者の取り組みについて指導、強化等を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設備対策 <ul style="list-style-type: none"> ・導管網の耐震性の向上 ・ガス導管の浅層埋設の推進 ・主要ガス設備の設置環境の調査・確認 2. 緊急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・通信方法の改善 ・供給停止判断の改善 ・地震計の信頼性の向上 ・感震自動ガス遮断装置の設置の推進 3. 復旧対策 <ul style="list-style-type: none"> ・導管地図情報及び管理環境の改善 ・復旧ブロックの推進 ・関係者間の連絡調整と情報共有の推進 ・移動式ガス発生設備の広域融通体制の整備 等

2. 間接的被害額の軽減

(1) 生産活動停止による被害額の軽減

項目名	対策の内容		
事業継続の取組の推進 (内閣府)	・平成17年8月に作成した事業継続ガイドラインに基づき災害時における企業の事業継続の取組みを推進		
企業の防災の取組を評価する手法の提示 (内閣府)	平成17年10月に企業の防災に対する取組みが市場や社会から正しい評価を受けることができるよう、企業の対外PRに盛り込む事項の案を作成したところであり、今後さらに検討を深めていく予定である。 その内容としては、 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者の防災に対する考え方 ・防災の計画、目標 ・防災への取組みの状況 ・社会的貢献の取組み状況 等の項目から構成されるものと見込まれる。 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・防災の基本戦略 ・防災の実績、評価 ・事業継続 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の防災に対する考え方 ・防災の計画、目標 ・防災への取組みの状況 ・社会的貢献の取組み状況 等の項目から構成されるものと見込まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災の基本戦略 ・防災の実績、評価 ・事業継続
<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の防災に対する考え方 ・防災の計画、目標 ・防災への取組みの状況 ・社会的貢献の取組み状況 等の項目から構成されるものと見込まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災の基本戦略 ・防災の実績、評価 ・事業継続 		

(2) 全国への経済波及額の軽減

項目名	対策の内容
事業継続の取組の推進 (内閣府)	・平成17年8月に作成した事業継続ガイドラインに基づき災害時における企業の事業継続の取組みを推進

3. その他の被害軽減対策

項目名	対策の内容
ゼロメートル地帯等における河川堤防の耐震化 (国土交通省)	・国、地方公共団体は、ゼロメートル地帯等の満潮位等に比べ地盤高の低い地域における河川堤防の被災に伴い発生する可能性のある浸水被害を防止するため、河川堤防の耐震性能向上に向けた対策を推進 ・河川堤防の地震時の安定計算により、河川堤防の沈下量や変形量を推定し、そこから河川水が溢れて浸水被害が発生する恐れのある箇所を、地盤改良工法等により対策を実施
大規模盛土造成地の耐震化 (国土交通省)	・大規模盛土造成地の変動予測調査を実施することで減災対策の必要な危険な大規模盛土造成地を特定し、住民等へ情報提供を図る。 ・変動予測調査により特定された減災対策の必要な大規模盛土造成地について、滑動崩落防止工事を実施することで耐震性を向上させる。
震災廃棄物対策 (環境省)	市町村に対して以下のような廃棄物処理に係る防災体制の整備を促す。 ・周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、震災時の相互協力体制を整備 ・一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集運搬車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備 ・生活ごみや震災及び水害によって生じた廃棄物（がれき・畳等の粗大ごみ）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれき・畳等の粗大ごみの広域的な処理計画の策定

<その他定性的目標>

I 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

(1) 住宅・建築物の耐震化

項目名	対策の内容
社会福祉施設の耐震化 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した社会福祉施設の耐震化 ・社会福祉施設の地震防災対策上必要な補強改修
避難所等となる公園施設の耐震化 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所・防災拠点となる公園施設の耐震化

(2) 火災対策

項目名	対策の内容
緊急地震速報の利活用の推進 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・確実な利用を図るための環境作りを関係機関と連携して進め、実際の防災活動への利用を実現するとともに、これを拡大し普及の促進を図り認知度を向上する。 ・一般住民への報知等、緊急地震速報が不特定多数に伝達された場合においても、混乱なく且つ有効に利用される環境を構築するため、緊急地震速報に係わる周知・広報を実施する。 ・緊急地震速報の情報内容が的確に防災活動に利用されるよう、技術の改良を進め情報の高精度化を図る。
機械器具への安全装置の整備等 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な安全装置の開発、製品の組み込み及びコスト低減 ・安全装置付機器の普及促進 ・要対策地域における非安全装置付機器の買い替えの推奨
復電時における通電火災の防止 (経済産業省、消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家一軒一軒への安全確保対応のための電気事業者の要員をより迅速に確保する観点から、関係会社等の協力体制を継続しつつ、需要家設備への送電に関する業務の電力会社間の復旧応援体制を整備する。
防災教育の推進 (内閣府、消防庁、文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災・危機管理e-カレッジ」の普及、活用 ・首長に対するトップセミナー等地方公共団体職員に対する研修制度の充実 ・自主防災組織等に対する教育・訓練の充実 ・家庭や地域と連携を図りながら、学校における防災教育を推進 ・防災教育に防災科学技術の研究成果を活かしていくための取組の支援
耐震性貯水槽の整備促進 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性貯水槽の整備促進
緊急消防援助隊等の充実 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・消火部隊、救助部隊、救急部隊、航空部隊、特殊災害・特殊装備部隊の増強 ・車両及び資機材等装備の充実強化
消防力の充実・強化 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防防災施設・設備の整備、消防職員数の確保等
住宅や事業所における消防防災体制の充実・強化 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・火気や燃料の安全な取扱い等による出火防止、防災品の普及等による着火・拡大防止等の火災予防対策の普及啓発 ・住宅用防災機器や消防用設備等の適正な設置・維持の推進 ・事業所における防火管理の徹底、並びに大規模・高層の建築物における大規模地震に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置の推進
避難地・避難路等となる都市公園の整備 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地・避難路等となる都市公園の整備の推進 ・備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の設置の推進

石油コンビナート防災対策の充実等 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見に基づく防災アセスメントの実施 特定事業所の自衛防災組織（特定事業者が共同して設置する共同防災組織及び広域的な配備を可能とする広域共同防災組織を含む）による大容量泡放射システムの配備 特定事業者による防災管理者等に対する研修
石油コンビナート防災対策の充実等 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> 石油精製プラント等高压ガス設備に係る耐震設計手法、耐震性診断法及び耐震性向上対策法について、出版、講演等の手段により広報し、数年以内に100%の普及率を目指す。 高压ガス及び危険物の貯蔵施設等は、災害発生の危険性及び災害の拡大の危険性が特に大きいため、当該施設を設置する敷地の周囲を6m以上の通路で囲むなど、防災活動用の空地を確保するとともに災害の発生の場合の拡大防止を図る。また、消防車両の通行のための適切な通路を確保し迅速な防災活動が行えるようにする。
原子力施設における防火安全対策の充実強化 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震時の複合災害も考慮し、放射線管理区域内外、危険物施設等での火災等に対応するための消防訓練のあり方について検討し、消防訓練モデルプランを作成 消防訓練モデルプランを活用して原子力施設所在市町村消防本部と原子力事業者が連携した消防訓練の実施及び評価 消防訓練を通じて、消防活動マニュアルなどのソフト面の検証及び消火設備などのハード面を検証し消防活動能力を向上
民間事業者における動力消防ポンプ、移動式消火設備等の設置などによる民間消防力の強化 (内閣府、消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者における動力消防ポンプ等の設置の促進

(3) 居住空間内外の安全確保

項目名	対策の内容
緊急地震速報の利活用の推進 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> 確実な利用を図るための環境作りを関係機関と連携して進め、実際の防災活動への利用を実現するとともに、これを拡大し普及の促進を図り認知度を向上する。 一般住民への報知等、緊急地震速報が不特定多数に伝達された場合においても、混乱なく且つ有効に利用される環境を構築するため、緊急地震速報に係わる周知・広報を実施する。 緊急地震速報の情報内容が的確に防災活動に利用されるよう、技術の改良を進め情報の高精度化を図る。
防災教育の推進 (内閣府、消防庁、文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 「防災・危機管理e-カレッジ」の普及、活用 首長に対するトップセミナー等地方公共団体職員に対する研修制度の充実 自主防災組織等に対する教育・訓練の充実 家庭や地域と連携を図りながら、学校における防災教育を推進 防災教育に防災科学技術の研究成果を活かしていくための取組の支援
防災行政無線(同報系)の普及促進 (総務省、消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> システム構成スリム化及び制度見直しによる整備コストの低廉化 セミナー開催等による市町村防災行政無線(同報系)の普及啓発
地震ハザードマップの整備促進 (国土地理院)	<ul style="list-style-type: none"> 土地条件等の情報整備 地形の特徴、成因等による土地条件の情報及び活断層の位置情報を整備する。 土地起伏のデータ整備 詳細な地形表面の起伏を表すデータを整備する。 地震ハザードマップの作成協力 地震ハザードマップを作成する自治体に土地条件等の情報、土地起伏のデータを利用したハザードマップの作成に協力する。

自動販売機の転倒防止対策 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機関連団体が毎年10月を自動販売機月間とし、自動販売機に対する信頼性の向上を図るため、各種イベントセミナーを実施していることから、この場を活用して、関係省庁と協力してユーザー業界に対して自動販売機据付基準の更なる周知の徹底を行っていく。
災害時要援護者の避難支援対策 (内閣府、消防庁、厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が災害時要援護者対策を進めるための指針となる「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月改訂)等を活用し、自治体の災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした全体計画及び一人ひとりの要援護者に対する個別計画が作成されるよう促進する。
住宅や事業所における消防防災体制の充実・強化 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> 火気や燃料の安全な取扱い等による出火防止、防災品の普及等による着火・拡大防止等の火災予防対策の普及啓発 住宅用防災機器や消防用設備等の適正な設置・維持の推進 事業所における防火管理の徹底、並びに大規模・高層の建築物における大規模地震に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置の推進
石油等の屋外タンクの耐震機能強化 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて消防庁及び各消防本部等から指導・助言等を行うことにより、新基準(耐震基準)適合のための改修を推進 タンクの改修費用の負担を軽減することができるような方法・技術等の開発 耐震性に係る技術基準等について、技術革新等の状況を踏まえ、安全性の向上に向けた調査研究を実施
電子基準点観測データのリアルタイム解析 (国土地理院)	<ul style="list-style-type: none"> 高品質な観測データの取得 解析処理の高速化・高精度化 リアルタイム地殻変動自動解析処理
空中写真による災害状況の把握 (国土地理院)	<ul style="list-style-type: none"> デジタル撮影技術検討調査により、災害時における被害状況を広域的に把握するため、空中写真の撮影後の処理を高度化し、共有までの時間を短縮
緊急輸送道路における道路橋の耐震補強 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震以降、兵庫県南部地震クラスの地震に対しても損傷を限定的なものにとどめ、緊急輸送道路としての機能を確保するよう、道路橋の耐震補強を実施してきたところであり、引き続き道路橋の耐震補強を一層推進し、大規模地震時における緊急輸送道路ネットワークの確保に努める。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の調査観測研究 (文部科学省、気象庁、国土地理院、海上保安庁)	<p>地震調査研究推進本部の方針等に基づき、以下の調査観測研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本海溝・千島海溝周辺において、地震計、水圧計を用いた海底地震・津波・地殻変動の長期観測を実施すること等により、海溝型大地震の発生メカニズムを明らかにする。 地殻変動観測点を設置するとともに、GEONET、衛星SAR、測地測量成果等を統合して得られる地殻変動パターンから、モデリング・シミュレーション等の解析によってプレートの固着状態とその時間的変化を明らかにする。 海底に設置した音響基準局を用いたGPS/音響測距結合手法による海底地殻変動観測を実施し、海底での地殻歪の蓄積状況を明らかにする。
実大建物震動実験データの公開及び実験映像の提供 (文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 防災科学技術研究所が主体となって実施した実大建物の震動実験データについては、実験後2年を目途に公開するほか、映像については、ホームページにて閲覧可能な状態とする。 実験映像は、防災教材等に対し、積極的に提供する。

2. 津波によって発生する死者数の軽減

(1) 津波避難意識の向上

項目名	対策の内容
地域防災計画の充実 (消防庁)	以下の項目について、地域防災計画に明確に規定するよう助言・指導を行う。 ・地域防災計画への津波に係る避難勧告・指示基準の記載 ・地方公共団体の迅速な警報発令体制の整備 ・防災行政無線など避難勧告等の迅速な伝達システムの整備
防災教育の推進 (内閣府、消防庁、国土交通省、文部科学省)	・「防災・危機管理e-カレッジ」の普及、活用 ・首長に対するトップセミナー等地方公共団体職員に対する研修制度の充実 ・自主防災組織等に対する教育・訓練の充実 ・家庭や地域と連携を図りながら、学校における防災教育を推進 ・防災教育に防災科学技術の研究成果を活かしていくための取組の支援
港内における船舶津波対策の充実 (海上保安庁)	・地震発生から津波の来襲までには時間的余裕がない場合が多く、また、津波の規模や船舶への影響等は港の形態や利用状況等によって異なることから、想定される震源断層モデルに対応して港内における津波の挙動を予測する「津波防災情報」を活用して、船舶への影響を検討の上、津波予報が発令された場合における船舶への避難勧告の実施方法及び避難方法等の具体的な対応策の充実を図る。 ・継続的に情報伝達訓練等の津波対応訓練を実施。

(2) 津波避難施設の整備・充実

項目名	対策の内容
避難路、避難用通路の整備 (農林水産省、水産庁、国土交通省)	・避難路の整備促進 ・海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備促進
避難地・避難路等となる都市公園の整備 (国土交通省)	・避難地・避難路等となる都市公園の整備の推進 ・備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の設置の推進

(4) 津波情報の的確な伝達

項目名	対策の内容
防災行政無線(同報系)の普及促進 (総務省、消防庁)	・システム構成スリム化及び制度見直しによる整備コストの低廉化 ・セミナー開催等による市町村防災行政無線(同報系)の普及啓発
津波警報等・津波情報の高度化 (気象庁)	・地震のメカニズムを考慮して津波警報等の解除や切り替えの時間を短くすることに取り組む。 ・「津波地震」に対し、より迅速かつ的確な避難を実現するため、津波地震の特徴とされている長周期の地震動を捉えるため、広帯域の地震観測データを用いて地震や津波の規模を的確に把握する手法を開発し、津波警報等の精度向上を図る。 ・沖合を含む、より多くの地点の津波即時観測データを活用し、発表した津波警報等を即時的に精査することにより、よりの確な津波警報等を発表する。また、地域における的確な津波防災対応に資するため、より多くの地域で観測された津波の高さ等の情報を発表する。 ・自己浮上式海底地震計を整備し、日本海溝・千島海溝における重点的調査観測を実施する。これにより、当該海域の地震活動を把握し、震源精度の向上を図り、よりの確な津波警報等の発表に資する。
電子基準点観測データのリアルタイム解析 (国土地理院)	・高品質な観測データの取得 ・解析処理の高速化・高精度化 ・リアルタイム地殻変動自動解析処理
地震、津波に関する情報の周知活動 (海上保安庁)	・沿岸部の磯釣り、レジャー船舶等に対して、津波に関する情報の周知のために有効な伝達手段について検討するとともに、関係機関と連携して情報伝達体制を整備

<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の調査観測研究 (文部科学省、気象庁、国土地理院、海上保安庁)</p>	<p>地震調査研究推進本部の方針等に基づき、以下の調査観測研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本海溝・千島海溝周辺において、地震計、水圧計を用いた海底地震・津波・地殻変動の長期観測を実施すること等により、海溝型大地震の発生メカニズムを明らかにする。 ・地殻変動観測点を設置するとともに、GEONET、衛星SAR、測地測量成果等を統合して得られる地殻変動パターンから、モデリング・シミュレーション等の解析によってプレートの固着状態とその時間的変化を明らかにする。 ・海底に設置した音響基準局を用いたGPS/音響測距結合手法による海底地殻変動観測を実施し、海底での地殻歪の蓄積状況を明らかにする。
--	---

(5) 津波防災体制の強化等

項目名	対策の内容
<p>救助勢力の充実・強化 (海上保安庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・潜水士等救助勢力の救助技術・能力の向上 ・機動救難体制の拡充（機動救難士配置基地の拡充） ・高度な救急救命体制の強化（救急救命士資格保持者の養成等） ・巡視艇の複数クルーによる即応体制強化 ・高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備
<p>民間の海事関連団体との連携強化 (海上保安庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水難救済会の救難所員への訓練指導、民間救助勢力との連携の強化 ・各種協議会等を通じて津波についての啓発活動を実施
<p>沿岸における防災情報の整備 (海上保安庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海上からの救出の必要性が高いと考えられる海域における情報の入手を行い、沿岸における防災情報を適宜最新の状態に更新する。
<p>港湾における津波対策の強化 (国土交通省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津波被害軽減に資する津波防波堤等の整備 ・GPS波浪計を活用した沖合波浪情報の分析・提供
<p>危険物施設の津波対策 (消防庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点において、危険物施設に係る津波による被害対策については、未だ十分な対策が確立されていないことから、津波によって危険物施設にどのような被害が生じるかについて調査検討を行うとともに、危険物施設本体への被害及び周辺への被害の波及を防ぐ対策の確立を目指す。
<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の調査観測研究 (文部科学省、気象庁、国土地理院、海上保安庁)</p>	<p>地震調査研究推進本部の方針等に基づき、以下の調査観測研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本海溝・千島海溝周辺において、地震計、水圧計を用いた海底地震・津波・地殻変動の長期観測を実施すること等により、海溝型大地震の発生メカニズムを明らかにする。 ・地殻変動観測点を設置するとともに、GEONET、衛星SAR、測地測量成果等を統合して得られる地殻変動パターンから、モデリング・シミュレーション等の解析によってプレートの固着状態とその時間的変化を明らかにする。 ・海底に設置した音響基準局を用いたGPS/音響測距結合手法による海底地殻変動観測を実施し、海底での地殻歪の蓄積状況を明らかにする。
<p>災害時要援護者の避難支援対策 (内閣府、消防庁、厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が災害時要援護者対策を進めるための指針となる「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）等を活用し、自治体の災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした全体計画及び一人ひとりの要援護者に対する個別計画が作成されるよう促進する。

3. その他重傷者救命のための対策

(1) 救助部隊の体制整備

項目名	対策の内容
迅速・的確な救出救助活動の実施 (警察庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別救助班を始めとした広域緊急援助隊の練度の向上 ・ 広域派遣計画の策定
緊急消防援助隊等の充実 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火部隊、救助部隊、救急部隊、航空部隊、特殊災害・特殊装備部隊の増強 ・ 車両及び資機材等装備の充実強化
特別高度救助隊等の創設 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京消防庁及び政令市消防本部に特別高度救助隊を、中核市消防本部、政令市及び中核市を有しない県の代表本部に高度救助隊を配備
大規模災害発生時の救急体制のあり方の検討 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害現場での消防機関と医療機関との連携体制の整備 ・ 近隣・域内医療機関への搬送体制の整備 ・ 域外医療機関との間の搬送体制の整備 ・ 継続的な後方支援体制の整備
救助部隊の態勢整備 (防衛省)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・伝達態勢の整備 ・ 救助・医療態勢の整備 ・ 人員・物資の輸送態勢の整備 ・ 生活支援・障害除去等の態勢の整備 ・ 災害派遣時の対処能力を高める措置 等
救助勢力の充実・強化 (海上保安庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜水士等救助勢力の救助技術・能力の向上 ・ 機動救難体制の拡充（機動救難士配置基地の拡充） ・ 高度な救急救命体制の強化（救急救命士資格保持者の養成等） ・ 巡視艇の複数クルーによる即応体制強化 ・ 高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備
災害時に救助部隊の防災活動拠点となる都市公園の整備 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生時に救助部隊の救援・復旧活動の拠点として活用される広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園の整備

(2) 広域医療搬送体制の充実

項目名	対策の内容
広域医療搬送体制の充実 (内閣府、厚生労働省、文部科学省、防衛省、消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災県における広域搬送拠点の設置・運営体制の整備 ・ 被災県における災害拠点病院等から広域搬送拠点までの患者搬送体制の整備 ・ 広域医療搬送に必要な医療従事者の確保 ・ 災害派遣医療チームを被災地外から被災地内広域搬送拠点まで航空機により輸送する体制の整備 ・ 広域搬送患者を被災地内広域搬送拠点から被災地外の基地・空港まで航空機等により搬送する体制の整備 ・ 被災地外の基地・空港から受け入れ病院までの患者搬送体制の整備 ・ 広域医療搬送の進行を管理・調整する体制および要領の整備

(3) 地方公共団体の防災体制の充実

項目名	対策の内容
防災・危機管理専任スタッフ(部次長級以上)の設置(消防庁)	・ 効果的な組織体制の検討、必要性についての啓発
地域防災計画の充実(消防庁)	地域防災計画を見直し、以下の項目等について、明確に規定するよう助言・指導を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ 安心・安全なまちづくりの推進・ 初動体制の確立・ 避難勧告等の基準の作成と実効性の確保・ 情報伝達体制の整備・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化・ 避難体制の整備・ 備蓄の推進・ 災害時相互応援協定の締結・ 防災訓練・国民保護訓練の実施

II 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

(1) 復旧費用の軽減

項目名	対策の内容
電力設備の耐震化、発電所・変電所の津波対策 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> 電力設備の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ○火力発電設備：ボイラー振れ止め装置、クーリングスペーサー管の耐震補強と護岸補強 ○変電設備：変電所変圧器の基礎アンカーボルトの強化 ○配電設備：電柱の基盤強化、柱上変圧器の落下防止 発電所・変電所の津波対策を推進する。
浄水場、配水池等の基幹施設及び基幹管路の耐震化 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場、配水池等の基幹施設の耐震化のための補強又は改築・更新 耐震性の低い石綿セメント管及び布設後20年以上経過した老朽管の更新 等
下水道施設の耐震化 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 処理場施設、ポンプ場、管渠の耐震化 液状化対策（埋戻し土の締固め、砕石による埋戻し、埋戻し土の固化） 処理場、管渠のネットワーク化 マンホールトイレスシステムの整備 処理場等の防災拠点化（備蓄倉庫及び耐震性貯水槽等） 計画的な暫定対策（仮設池、仮配管等）の強化 等
緊急輸送道路における道路橋の耐震補強 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震以降、兵庫県南部地震クラスの地震に対しても損傷を限定的なものにとどめ、緊急輸送道路としての機能を確保するよう、道路橋の耐震補強を実施してきたところであり、引き続き道路橋の耐震補強を一層推進し、大規模地震時における緊急輸送道路ネットワークの確保に努める。

2. 間接的被害額の軽減

(1) 生産活動停止による被害額の軽減

項目名	対策の内容
上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制の充実 (厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 早期復旧のための体制の充実 復旧に向けた支援体制の整備 関係機関（自治体等）との情報共有・連絡体制の確立 非常用電源の配備・充実等 災害時の多様な通信手段の確保等及びその周知 重要な設備の二重化等 共同溝等の整備 等

3. その他の被害軽減対策

項目名	対策の内容
災害対応型給油所普及による燃料供給体制の確保 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> 平成8年度より災害対応型給油所普及事業を実施。今後も災害対応型給油所普及の一層の推進に努める。 平成17年度からは、自家発電設備を持たない給油所においても、電力が復旧するまでの間も給油機能を回復することができるよう、可搬式ポンプを事業者が備えておくことができるよう補助対象を追加。
地震保険の普及促進 (財務省)	<ul style="list-style-type: none"> 現在、財務省において、「地震保険普及促進のためのポスター」を全国の地方自治体すべての庁舎や財務省の地方出先機関等に掲出するとともに、同内容を地震保険の普及率の低い県の地方紙と主要週刊誌に掲載することにより、一般国民に対して地震保険への加入促進を積極的に啓発。今後とも、これらの広報活動をより効果的に実施することにより、一層の契約の増加を促していく。 損害保険会社および損害保険協会では、マスメディアを活用した地震保険の広告宣伝を実施。また、火災保険契約者で地震保険を付保していない契約者に対しては、地震保険の「おすすめハガキ」を発出するなど、地震保険の加入を促進。
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の充実・強化 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生時に迅速な対応を行うために、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の人員・資機材の充実を図り、危機管理体制を強化する。

(参考 1) 地震防災戦略の位置づけ、性格等

1. 地震防災戦略の位置づけ、性格

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。特に切迫性の高い地震については地震発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。このため、具体的な被害軽減量を数値目標として定め、それに向けて、被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進していくことが必要である。

そこで、平成 16 年 7 月の中央防災会議において、大規模地震については、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的目標（減災目標）を定めることなどを内容とする「地震防災戦略」を策定することとした。これを受けて、平成 17 年 3 月には東海地震及び東南海・南海地震について、平成 18 年 4 月には首都直下地震について地震防災戦略を中央防災会議で決定した。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、平成 18 年 2 月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」を中央防災会議で決定し、この中で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略を策定することとされた。

大規模地震対策は、社会全体で取り組まなければならない緊急課題であるため、「地震防災戦略」により特定された緊急に取り組むべき事項と目標を国、地方公共団体、関係機関、住民等間で共有し、その達成に向け、対策の強化、充実を図るものとする。

なお、各種対策と被害との関係の定量的把握が困難なものがあるが、引き続き関係機関において各種投資と減災効果の把握に関する手法の確立に努めるものとする。

2. 地震防災戦略の構成

地震防災戦略は、減災目標及び具体目標等から構成される。

- ・「減災目標」は、被害想定をもとに人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である。
- ・「具体目標」は、「減災目標」の達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めるものである。具体目標は、被害想定に基づいた人的被害や経済被害の軽減量（減災効果）の根拠となる目標と、その他の目標からなる。

減災目標の達成のためには地方公共団体における取り組みが重要であることから、減災目標及び具体目標を踏まえて、今後、地方公共団体においても「地域目標」を策定することを要請する。

(参考 2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定について

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定は、平成 18 年 1 月に中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」においてとりまとめ公表している。

本地震防災戦略では、専門調査会において想定された 8 地震（宮城県沖の地震、三陸沖北部の地震、十勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、色丹島沖の地震、択捉島沖の地震、明治三陸タイプ地震及び 500 年間隔地震）を対象とする。地震の規模を下表のとおりとして震度分布、津波高さ等を算定し、これをもとに以下のケースごとに被害想定を行っている。

【地震のマグニチュード】

	強震動	津波
宮城県沖の地震	7.6（陸側）	8.2（連動）
三陸沖北部の地震	8.3	8.4
十勝沖・釧路沖の地震	8.2	8.2
根室沖・釧路沖の地震	8.3	8.3
色丹島沖の地震	8.3	8.3
択捉島沖の地震	8.4	8.4
明治三陸タイプ地震	—	8.6
500 年間隔地震	—	8.6

①地震発生時刻

地震発生時刻については、

- ・建物被害の影響が最も大きいと考えられる冬の朝 5 時（阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯）
- ・職場等多くの人が自宅から離れている夏の昼 12 時（関東大震災と同じ発生時間帯）
- ・火災の影響が最も大きいと考えられる冬の夕方 18 時の 3 ケースとした。

②津波の想定

津波の想定にあたっては、

- ・住民の避難意識の高い場合
 - ・住民の避難意識の低い場合
- の 2 ケースとした。

③火災の想定

火災の想定にあたっては、

- ・ 阪神・淡路大震災時と同様の風速 3m/s
 - ・ 関東大震災と同様の風速 15m/s
- の2ケースとした。

このうち、今回、地震防災戦略において減災目標の基本となる被害想定は、

○死者数

- ・ 冬の朝 5 時
- ・ 風速 15m/s
- ・ 津波避難意識が低い場合

○経済被害

- ・ 冬の夕方 18 時
- ・ 風速 15m/s
- ・ 津波避難意識が低い場合

とした。この場合の被害想定結果の概要は以下のとおりである。

死者数（冬 5 時、風速 15m/s、津波避難意識が低い場合）

単位：人

	建物倒壊	急傾斜地 崩壊	津波	火災	合計
宮城県沖の地震	約 5	約 10	約 280	約 5	約 290
三陸沖北部の地震	約 5	約 5	約 410		約 420
十勝沖・釧路沖の地震	約 10	約 5	約 270	約 5	約 290
根室沖・釧路沖の地震	—	約 5	約 120		約 130
色丹島沖の地震	—	—	約 80	—	約 80
択捉島沖の地震	—	—	約 60	—	約 60
明治三陸タイプ地震	—	—	約 2,700		約 2,700
500 年間隔地震	—	—	約 870		約 870

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

経済被害額（冬 18 時、風速 15m/s、津波避難意識が低い場合）

単位：億円

	直接被害額	間接被害額			合計
		生産停止	波及	合計	
宮城県沖の地震	約 10,000	約 2,300	約 800	約 3,000	約 13,000
三陸沖北部の地震	約 5,400	約 1,100	約 450	約 1,600	約 7,000
十勝沖・釧路沖の地震	約 10,000	約 830	約 300	約 1,100	約 12,000
根室沖・釧路沖の地震	約 2,400	約 250	約 100	約 340	約 2,700

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。